

身体障害者手帳をお持ちの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策に係る身体障害者手帳の  
再認定手続きの取扱いについて(ご案内)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から身体障害者手帳の再認定年月を1年間延長することができます。

### 1 対象者

身体障害者手帳の再認定年月が令和2年3月から令和3年2月までの方

### 2 延長期間

1年(再認定年月が令和3年2月の方は、令和4年2月までとなります。)

### 3 手続き

・ 延長には、門真市障がい福祉課への申請が必要です。

・ 「身体障害者手帳再認定年月延長申請書」を門真市障がい福祉課に郵送又は持参してください。

※窓口にて延長申請書の提出があったものについては、身体障害者手帳に記載の再認定年月を修正いたします。

※郵送により延長申請書の提出があった場合は、身体障害者手帳再認定年月延長証明書を交付(郵送)いたします。

### 4 延長後の再認定について

・ 再認定年月を延長した方につきましても、延長後の期日を待つことなく、再認定手続きを行うことができます。

### 5 その他

・ 障がいの状態の変更により障害等級の変更が見込まれる方は、延長の有無にかかわらず認定手続きを行ってください。

<お問い合わせ・ご連絡先>

このご案内、延長申請・延長証明、再認定に関すること

門真市 障がい福祉課 電話 06-6902-6154 FAX 06-6905-9510